

静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会 規約

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9および第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「菊川水防災協議会」、「天竜川下流水防災協議会」、「西部地域豪雨災害減災協議会」、「中東遠地域豪雨災害減災協議会」を統合し、「静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、関係自治体と国、県が連携して、静岡県西部・中東遠地域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、菊川、西方川、稲荷部川、牛淵川、天竜川、阿多古川、安間川、気田川、二俣川、一雲濟川、上野部川、太田川、原野谷川、敷地川、仿僧川、今ノ浦川、逆川、宇刈川、馬込川、芳川、都田川、井伊谷川、釣橋川、新野川、水窪川の他、静岡県西部・中東遠地域における浜松河川国道事務所、袋井土木事務所、浜松土木事務所及び浜松市が管理する河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

協議会の運営、進行、招集、企画立案や構成機関相互の連絡調整、協議会の指示による各種検討については、遠州流域治水協議会と連携し、共有・検討を行うものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、「協議会」の取組方針をフォローアップするとともに、各構成員が連携して取り組むべき重点課題に対して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 3) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。
- 4) 遠州流域治水オフィシャルサポーターと連携し、取組推進に関する話題提供を行うとともに、提供を受ける取組推進案について検討する。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表-2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局を、静岡県西部地域局危機管理課、静岡県袋井土木事務所企画検査課、静岡県浜松土木事務所企画検査課、及び中部地方整備局浜松河川国道事務所調査課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年5月16日から施行する。

(規約改正の経緯)

平成30年5月16日実施

令和元年5月31日第一回改正

令和2年5月29日第二回改正

令和3年5月26日第三回改正

令和4年3月15日第四回改正

令和6年3月25日第五回改正

別表－1 静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会 構成員

関係機関名		役職名
浜松市		市長
磐田市		市長
掛川市		市長
袋井市		市長
湖西市		市長
御前崎市		市長
菊川市		市長
森町		町長
静岡県	危機管理部	危機管理監代理兼危機管理部部長代理兼デジタル推進官
	経営管理部 西部地域局	副局長兼西部危機管理監
	健康福祉部 政策管理局	局長
	交通基盤部 河川砂防局	局長
	袋井土木事務所	所長
	浜松土木事務所	所長
国土交通省	気象庁 静岡地方気象台	台長
	中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所長
電源開発株式会社	水力発電部 中部支店	支店長
遠州鉄道株式会社		取締役運輸事業本部長
天竜浜名湖鉄道株式会社		常務取締役

別表－2 静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会 幹事会 構成員

	関係機関名	役職名
浜松市	危機管理監 危機管理課	危機管理監代理兼課長
	土木部 河川課	課長
	健康福祉部 高齢者福祉課	課長
磐田市	危機管理課	課長
	建設部 道路河川課	課長
	健康福祉部 高齢者支援課	課長
掛川市	危機管理部 危機管理課	課長
	都市建設部 土木防災課	参事
	健康福祉部 長寿推進課	課長
袋井市	危機管理部 危機管理課	課長
	都市建設部 土木防災課	課長
	市民生活部 保険課	課長
湖西市	市民安全部 危機管理課	課長
	都市整備部 土木課	課長
	健康福祉部 高齢者福祉課	課長
御前崎市	危機管理部 危機管理課	課長
	建設経済部 建設課	課長
	健康福祉部 高齢者支援課	課長
菊川市	危機管理部 危機管理課	課長
	建設経済部 建設課	課長
	健康福祉部 長寿介護課	課長
森町	防災課	課長
	建設課	課長
	保健福祉課	課長
静岡県	危機管理部 危機対策課	課長
	経営管理部 西部地域局 危機管理課	参事兼課長
	健康福祉部 政策管理局 企画政策課	課長
	交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課長
	交通基盤部 河川砂防局 土木防災課	課長
	袋井土木事務所	次長（技術）
	浜松土木事務所	次長（技術）
国土交通省	気象庁 静岡地方気象台	防災管理官
	中部地方整備局 浜松河川国道事務所	副所長
電源開発株式会社	水力発電部 中部支店	支店長代理
遠州鉄道株式会社	鉄道営業所	鉄道営業所長
天竜浜名湖鉄道株式会社	運輸技術部 運転課	課長